

第 169 号 (令和 6 年 6 月 14 日 発行)	発行日 5 日、15 日、25 日
<h1>横浜市報</h1>	発行所
	横浜市役所
	横浜市中区本町 6 丁目 50 番地の 10

目 次

頁

**[告示]**

△	令和 6 年度横浜市一般会計補正予算 (第 1 号) の要領公表【財政局財政課】	3
△	金沢区富岡東六丁目における街区の変更【市民局窓口サービス課】	4
△	生活保護法に基づく医療機関の指定【健康福祉局生活支援課】	6
△	生活保護法に基づく施術者の指定【健康福祉局生活支援課】	11
△	生活保護法に基づく指定医療機関の変更【健康福祉局生活支援課】	13
△	生活保護法に基づく指定施術者の変更【健康福祉局生活支援課】	15
△	生活保護法に基づく指定医療機関の休止【健康福祉局生活支援課】	17
△	生活保護法に基づく指定医療機関の廃止【健康福祉局生活支援課】	18
△	生活保護法に基づく指定医療機関の指定の辞退【健康福祉局生活支援課】	21
△	生活保護法に基づく介護機関の指定【健康福祉局生活支援課】	22
△	生活保護法に基づく指定介護機関の変更【健康福祉局生活支援課】	23
△	生活保護法に基づく指定介護機関の休止【健康福祉局生活支援課】	26
△	生活保護法に基づく指定介護機関の廃止【健康福祉局生活支援課】	27

**[公告]**

△	公園の設置【みどり環境局公園緑地管理課】	31
△	土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定【みどり環境局水・土壌環境課】	32
△	排水設備指定工事店の変更【下水道河川局管路保全課】	33
△	排水設備指定工事店の指定の取消し【下水道河川局管路保全課】	34
△	建築協定認可に係る建築協定書の縦覧及び公開による意見の聴取の開催【建築局建築企画課】	35
△	開発行為に関する工事の完了【建築局調整区域課】	36
△	同 【建築局調整区域課】	37
△	同 【建築局調整区域課】	38
△	建築基準法に基づく道路の位置の指定【建築局調整区域課】	39
△	同 【建築局調整区域課】	40
△	同 【建築局調整区域課】	41
△	建築基準法に基づく指定道路の一部廃止【建築局建築指導課】	42
△	同 【建築局建築指導課】	43
△	八王子都市計画事業上野第二地区土地区画整理事業の施行に係る換地処分通知の内容の掲示【都市整備局市街地整備調整課】	44

**[区告示]**

△	認可地縁団体の告示事項の変更【泉区地域振興課】	45
△	同 【泉区地域振興課】	46
△	同 【神奈川区地域振興課】	47
△	同 【泉区地域振興課】	48
△	同 【神奈川区地域振興課】	49
△	同 【戸塚区地域振興課】	50
△	同 【戸塚区地域振興課】	51

△	同	【神奈川区地域振興課】	52
△	同	【神奈川区地域振興課】	53
△	同	【南区地域振興課】	54
△	同	【南区地域振興課】	55
△	同	【南区地域振興課】	56
△	同	【南区地域振興課】	57
△	同	【港南区地域振興課】	58
△	同	【港南区地域振興課】	59
△	同	【泉区地域振興課】	60
△	同	【戸塚区地域振興課】	62
		<b>【区公告】</b>	
△		自動車臨時運行許可番号標の失効【都筑区総務課】	63
		<b>【水道局】</b>	
△		公金徴収及び収納事務委託【サービス推進課】	64
		<b>【交通局】</b>	
△		職員の懲戒処分【人事課】	67
		<b>【教育委員会】</b>	
△		公印の改刻及び廃止【総務課】	68
		<b>【区選挙管理委員会】</b>	
△		委員の補欠【西区】	69
		<b>【人事委員会】</b>	
△		不利益処分についての審査請求に関する規則の一部を改正する規則【調査課】	70
△		不利益処分についての審査請求に関する書面の様式を定める規程の一部改正【調査課】	73
		<b>【監査委員】</b>	
△		包括外部監査人の監査の事務を補助する者【監査管理課】	76
△		住民監査請求に係る監査結果の公表【監査管理課】	77
		<b>【市会】</b>	
△		令和 6 年第 2 回市会定例会会議事項（第 1 日）【議事課】	78
△		令和 6 年第 2 回市会定例会会議事項（第 2 日）【議事課】	83
△		令和 6 年第 2 回市会定例会会議事項（第 3 日）【議事課】	85
△		令和 6 年第 2 回市会定例会会議事項（第 4 日）【議事課】	86

---

告 示

---

横 浜 市 告 示 第 248 号

令 和 6 年 度 横 浜 市 一 般 会 計 補 正 予 算 ( 第 1 号 ) の 要 領 公  
表

令 和 6 年 6 月 5 日 の 市 議 会 に お い て 議 決 を 得 た 令 和 6 年 度 横 浜 市  
一 般 会 計 補 正 予 算 ( 第 1 号 ) の 要 領 を 、 別 冊 の と お り 公 表 す る 。

令 和 6 年 6 月 14 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

横 浜 市 告 示 第 249 号

金 沢 区 富 岡 東 六 丁 目 に お け る 街 区 の 変 更

横 浜 市 住 居 表 示 に 関 す る 条 例 ( 昭 和 39 年 9 月 横 浜 市 条 例 第 95 号 )  
第 2 条 の 規 定 に 基 づ き 、 金 沢 区 富 岡 東 六 丁 目 の 街 区 を 次 の と お り 変  
更 す る 。

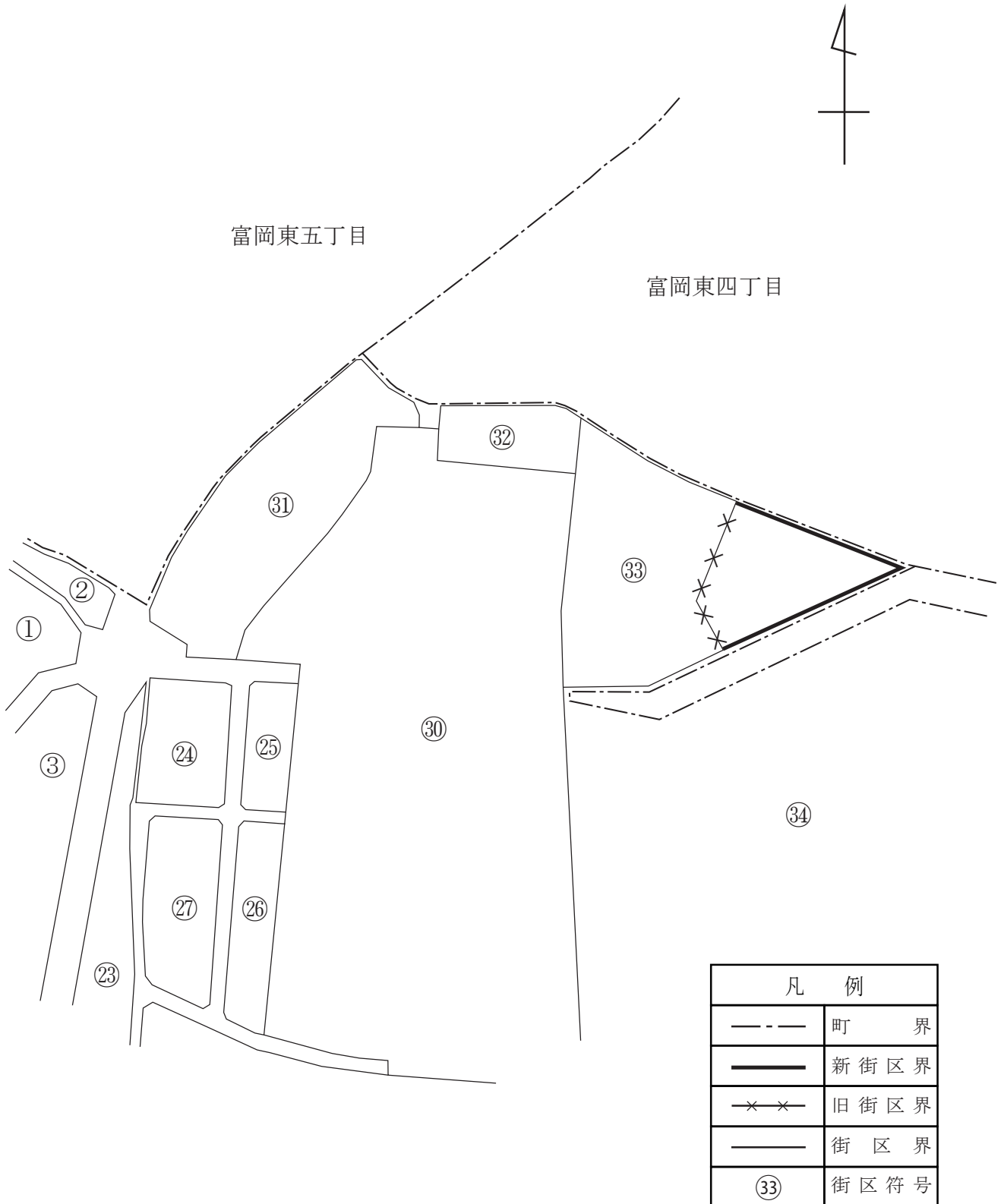
令 和 6 年 6 月 14 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 変 更 す る 街 区  
金 沢 区 富 岡 東 六 丁 目 33 番 街 区 ( 別 図 の と お り )
- 2 実 施 期 日  
令 和 6 年 6 月 14 日

別図

# 金沢区富岡東六丁目における街区の変更図



横浜市告示第 250 号

生活保護法に基づく医療機関の指定

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定による医療機関として、次のとおり指定した。

令和 6 年 6 月 14 日

横浜市長 山中竹春

1 診療所又は薬局

指定年月日	名称	所在地
令和 6 年 1 月 1 日	片倉町ひふ・みみは なのどクリニック	神奈川区片倉一丁目 28 番 11 号
令和 6 年 1 月 21 日	たかはし歯科医院	戸塚区品濃町 523 番 地の 3
令和 6 年 3 月 1 日	社会福祉法人ハート フル記念会ブライ トデンタルクリ ニック 横浜北	都筑区茅ヶ崎中央 8 番 36 号
令和 6 年 3 月 25 日	サンドラッグ若草 台薬局	青葉区若草台 17 番 地の 1
令和 6 年 4 月 1 日	いな歯科医院	鶴見区佃野町 30 番 2 号
同	つるみ透析内科ク リニック	鶴見区鶴見一丁目 12 番 31 号
同	元気訪問看護リハ ステーション鶴見	鶴見区豊岡町 5 番 17 号
同	本町薬局	中区本町 1 丁目 2 番地
同	大村薬局	中区麦田町 4 丁目 10 番 2 地
同	くすのきクリニッ ク	港南区港南台四丁 目 1 番 1 号
同	松本医院	港南区最戸一丁目 14 番 31 号
同	大村薬局野庭店	港南区野庭町 610 番地
同	和田町歯科医院	保土ヶ谷区和田一 丁目 12 番 14 号
同	横浜磯子呼吸器内 科クリニック	磯子区森一丁目 9 番 1 号

同	かもい在宅クリニック	緑区白山一丁目 1 番 3 号
同	すみれ整形外科クリニック	都筑区池辺町 4,035 番地の 1
同	北山田耳鼻咽喉科	都筑区北山田一丁目 9 番 3 号
同	H A K U プレストケアクリニック	都筑区中川中央一丁目 37 番 3 号
同	河野歯科医院	都筑区仲町台一丁目 26 番 18 号
同	医療法人東戸塚駅前なかやまクリニック	戸塚区品濃町 516 番の 5
同	戸塚耳鼻咽喉科クリニック	戸塚区戸塚町 6,005 番地の 1
同	十番館薬局いずみ野店	泉区和泉町 6,206 番地の 2
同	みらい薬局岡津店	泉区岡津町 2,092 番地の 5
同	ゆめが丘総合病院	泉区下飯田町 1,609 番地の 1
令和 6 年 5 月 1 日	レアール訪問歯科横浜鶴見院	鶴見区佃野町 22 番 1 号
同	ひかり歯科	鶴見区佃野町 23 番 40 号
同	医療法人社団慶真会横浜フロント脳神経外科	神奈川区鶴屋町 1 丁目 41 番地
同	ザ・ヨコハマフロント・ベイサイドクリニック	神奈川区鶴屋町 1 丁目 41 番地
同	メディカルパークダイレクトタワー横浜	神奈川区鶴屋町 1 丁目 41 番地
同	横浜フロントクリニック	神奈川区鶴屋町 1 丁目 41 番地
同	横浜フロント薬局	神奈川区鶴屋町 1 丁目 41 番地
同	横浜フロントゆうき総合歯科クリニック	神奈川区鶴屋町 1 丁目 41 番地
同	横浜在宅診療クリニック	神奈川区鶴屋町 3 丁目 29 番地の 4

同	M y クリニック本多 内科医院	神奈川区反町 4 丁目 27 番地の 1
同	西横浜藤棚ガーデン 歯科クリニック	西区浜松町 1 番 1 号
同	横浜ステラ歯科クリ ニックス	西区平沼二丁目 3 番 18 号
同	なの花薬局みなとみ らい店	西区みなとみらい五 丁目 1 番 2 号
同	かもめメンタルクリ ニックス関内馬車道心 療内科	中区弁天通 3 丁目 47 番地の 2
同	関内馬車道みなとま ち歯科	中区弁天通 3 丁目 47 番地の 2
同	クオール薬局馬車道 店	中区弁天通 3 丁目 47 番地の 2
同	馬車道ブレストクリ ニックス	中区弁天通 3 丁目 47 番地の 2
同	横濱元町メンタルク リニックス	中区元町 2 丁目 99 番 地
同	A L O H A 歯科	港南区丸山台三丁目 2 番 1 号
同	ファミリーデンタル クリニック	保土ヶ谷区和田二丁 目 7 番 4 号
同	インナービュー内視 鏡レディースクリニ ックス新横浜	港北区新横浜二丁目 3 番地の 12
同	横浜甲状腺クリニッ ク	港北区新横浜二丁目 4 番地の 17
同	日吉こまばやし歯科	港北区日吉本町二丁 目 27 番 22 号
同	あいこ内科クリニッ ク	緑区台村町 329 番地 の 3
同	日本調剤新あざみ野 薬局	青葉区あざみ野一丁 目 9 番地の 15
同	R I C メンタルクリ ニックスあざみ野	青葉区あざみ野一丁 目 9 番地の 15
同	美しが丘さいとう耳 鼻咽喉科	青葉区美しが丘二丁 目 15 番地の 7
同	サエラ薬局たまプラ ーザ店	青葉区美しが丘二丁 目 15 番地の 7



同	たまプラーザ駅前皮ふ科	青葉区美しが丘二丁目 15 番地の 7
同	北村脳神経クリニック	栄区小菅ケ谷一丁目 5 番 4 号
令和 6 年 5 月 9 日	みなとみらいクリニック新高島	西区みなとみらい五丁目 1 番 2 号

2 指定訪問看護事業者

指定年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	訪問看護ステーション等の名称	訪問看護ステーション等の所在地
令和 5 年 7 月 1 日	UIX 株式会社	中区山下町 2 番地	そふと訪問看護ステーション	磯子区岡村七丁目 1 番 4 号
令和 6 年 3 月 1 日	一般社団法人在宅医療協会	東京都目黒区鷹番 2 丁目 20 番 17 号	グレース訪問看護ステーション横浜	緑区長津田七丁目 6 番 20 号
令和 6 年 4 月 1 日	株式会社シンセリテイ・ケアマネジメント	中区赤門町 1 丁目 3 番地	シンセリテイ訪問看護ステーション	中区赤門町 1 丁目 3 番地
同	社会福祉法人横浜市福祉サービス協会	西区桜木町 6 丁目 31 番地	横浜市福祉サービス協会訪問看護ステーションこうなん	港南区上大岡西一丁目 12 番 5 号
同	株式会社 DoNursing	緑区寺山町 97 番地	あんねい訪問看護西谷	保土ケ谷区西谷三丁目 1 番 1 号
同	株式会社はまりハ	青葉区藤が丘二丁目 1 番地の 7	はまりハ訪問看護リハビリステーション若葉台	旭区若葉台三丁目 6 番 2 号
同	医療法人俊榮会	新潟県南魚沼市欠之上 478 番地の 2	訪問看護ステーションライフイニティ二俣川	旭区南本宿町 118 番地の 19
同	株式会社 KULIA	金沢区釜利谷東二丁目	まごころ訪問看護リハ	金沢区釜利谷東二丁目 10 番

		10 番 5 号	ビリスター ション	5 号
同	合同会社グ リーンリー フ	緑区北八朔 町 1,195 番 地の 3	グリーンリ ーフ・メデ イカルホー ムナーズ	緑区西八朔町 1,269 番地の 1
同	株式会社フ ィレルクー ル	青葉区奈良 町 2,898 番 地の 4	あかね台は なの実訪問 看護ステー ション	青葉区あかね 台一丁目 31 番 地の 9
同	株式会社 S i t L	戸塚区下倉 田町 1,755 番地の 9	ひまわり訪 問看護ステ ーション	戸塚区上倉田 町 232 番地の 1
同	株式会社 S H I M	戸塚区上矢 部町 1,180 番地の 3	もみじ訪問 看護ステー ション	栄区小菅ケ谷 四丁目 18 番 26 号
同	社会福祉法 人横浜市福 祉サービス 協会	西区桜木町 6 丁目 31 番 地	横浜市福祉 サービス協 会訪問看護 ステーション いずみ	泉区和泉中央 南四丁目 1 番 3 号

横浜市告示第 251 号

生活保護法に基づく施術者の指定

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 55 条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定による施術者として、次のとおり指定した。

令和 6 年 6 月 14 日

横浜市長 山中竹春

指定年月日	氏名	名称	所在地
令和 5 年 10 月 1 日	大 関 孝 行	横浜在宅マッサー ージ	泉区上飯田町 922 番地の 8
令和 6 年 4 月 12 日	田 中 駿 平	開設なし	旭区東希望が丘 21 7 番地
令和 6 年 6 月 1 日	加 納 慧 子	アイジュ鍼灸マ ッサージ院	鶴見区平安町 1 丁 目 6 番地の 10
同	山 内 康 弘	同	同
同	平 賀 豊	矢向駅前接骨院	鶴見区矢向六丁目 11 番 30 号
同	嶋 田 朋 恵	きくな鍼灸マッ ッサージ治療院	神奈川区西寺尾二 丁目 24 番 2 号
同	吉 田 将 人	同	同
同	森 省 三	マッサージレイ ス治療院保土ヶ 谷	保土ヶ谷区天王町 1 丁目 12 番地の 10
同	木 下 和 也	あおぞら整骨院	保土ヶ谷区星川三 丁目 7 番 16 号
同	田 中 大 地	開設なし	旭区市沢町 81 番地 の 10
同	高 橋 剛	からだ元気治療 院港北ニュータ ウン店	緑区台村町 352 番 地の 13
同	草 川 利 昌	オーロラ鍼灸マ ッサージ治療院	緑区長津田みなみ 台六丁目 23 番地の 3
同	伊 藤 太 樹	はり、きゅう、 あん摩マッサー ージ指圧ひまわり 治療院都筑	都筑区中川一丁目 20 番 1 号
同	大 藏 美 樹	同	同

同	遠 山 優	からだ元気治療 院 多摩店	東京都多摩市鶴牧 2 丁目 21 番地の 5
---	-------	------------------	---------------------------

横浜市告示第 252 号

生活保護法に基づく指定医療機関の変更

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定による指定医療機関を次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 6 年 6 月 14 日

横浜市長 山中竹春

1 診療所又は薬局

変更年月日	名称	所在地
令和 6 年 2 月 1 日	(新)医療法人社団陽命会き くな小児科皮ふ科内科ク リニック	港北区篠原北二丁目 4 番 5 号
	(旧)医療法人社団陽命会き くな小児科皮ふ科ク リニック	

2 変更訪問看護事業者等

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	訪問看護ステーション等の名称	訪問看護ステーション等の所在地
令和 6 年 1 月 13 日	株式会社 L i n k w i t h	(新)緑区十日 市場町 838 番地の 1	訪問看護ステ ーション W i n g	(新)緑区十日市 場町 838 番地 の 1
		(旧)青葉区市 ケ尾町 1,16 7 番地の 1		(旧)青葉区市ケ 尾町 1,167 番 地の 1
令和 6 年 3 月 12 日	一般社団法 人 R O O T	(新)金沢区釜 利谷東二丁 目 18 番 22 号	訪問看護ステ ーション l e a f	(新)金沢区釜利 谷東二丁目 18 番 22 号
		(旧)金沢区釜 利谷東三丁 目 6 番 37 号		(旧)金沢区釜利 谷東三丁目 6 番 37 号
令和 6 年 4 月 1 日	一般社団法 人愛楽園	磯子区丸山 一丁目 15 番 1 号	(新)アイナース S S C	中区松影町 3 丁目 11 番地の 2
			(旧)あい訪問看 護・リハビリ ステーション 特別支援セン	

			タ ー	
同	同	同	(新) アイナース 磯子	磯子区上町 1 番 28 号
			(旧) あい訪問看 護・リハビリ ステーション	

横浜市告示第 253 号

生活保護法に基づく指定施術者の変更

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 55 条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定による指定施術者を次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 6 年 6 月 14 日

横浜市長 山中竹春

変更年月日	氏名	名称	所在地
令和 6 年 3 月 1 日	市川 真由美	株式会社安心サービス鍼灸マッサージ	(新) 中区伊勢佐木町 4 丁目 114 番地
			(旧) 中区三吉町 4 番地の 6
同	黒川 千年	同	(新) 中区伊勢佐木町 4 丁目 114 番地
			(旧) 中区三吉町 4 番地の 6
同	小林 賀孝	同	(新) 中区伊勢佐木町 4 丁目 114 番地
			(旧) 中区三吉町 4 番地の 6
同	関野 豪	同	(新) 中区伊勢佐木町 4 丁目 114 番地
			(旧) 中区三吉町 4 番地の 6
同	西尾 公一	同	(新) 中区伊勢佐木町 4 丁目 114 番地
			(旧) 中区三吉町 4 番地の 6
同	町田 俊和	同	(新) 中区伊勢佐木町 4 丁目 114 番地
			(旧) 中区三吉町 4 番地の 6
同	山崎 元	同	(新) 中区伊勢佐木町 4 丁目 114 番地
			(旧) 中区三吉町 4 番地の 6

令和 6 年 4 月 1 日	鈴木 朗	(新) 開設なし	(新) 保土ヶ谷区星川 三丁目 19 番 35 号
		(旧) ころ横浜中 央鍼灸治療院	(旧) 泉区緑園七丁目 6 番地の 5
令和 6 年 4 月 19 日	渥 見 建 太	(新) はり・きゅう ・マッサージグ ッドライフサポ ート	(新) 神奈川区七島町 106 番地の 7
		(旧) はり・きゅう ・マッサージみ どりの風横浜青 葉	(旧) 青葉区田奈町 13 番地の 10
同	飯 島 厚 大	(新) はり・きゅう ・マッサージグ ッドライフサポ ート	(新) 神奈川区七島町 106 番地の 7
		(旧) はり・きゅう ・マッサージみ どりの風横浜緑	(旧) 緑区台村町 516 番地
令和 6 年 5 月 1 日	鷹 島 奈 緒 美	(新) 開設なし	(新) 神奈川区西神奈 川一丁目 18 番地の 4
		(旧) 温手堂マッサ ージはり灸院	(旧) 南区真金町 2 丁 目 19 番地の 21
令和 6 年 5 月 10 日	小 林 由 弥	(新) 開設なし	(新) 戸塚区吉田町 1, 123 番地の 3
		(旧) ひゅうが訪問 マッサージ・は りきゅう	(旧) 港南区上大岡西 二丁目 5 番 13 号



横 浜 市 告 示 第 254 号

生 活 保 護 法 に 基 づ く 指 定 医 療 機 関 の 休 止

生 活 保 護 法 （ 昭 和 25 年 法 律 第 144 号 ） 第 49 条 及 び 中 国 残 留 邦 人 等 の 円 滑 な 帰 国 の 促 進 並 び に 永 住 帰 国 し た 中 国 残 留 邦 人 等 及 び 特 定 配 偶 者 の 自 立 の 支 援 に 関 す る 法 律 （ 平 成 6 年 法 律 第 30 号 ） 第 14 条 第 4 項 の 規 定 に よ る 指 定 医 療 機 関 を 次 の と お り 休 止 し た 旨 の 届 出 が あ っ た 。

令 和 6 年 6 月 14 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

診 療 所 又 は 薬 局

休 止 年 月 日	名 称	所 在 地
令 和 6 年 3 月 31 日	医 療 法 人 社 団 北 村 小 児 科	磯 子 区 森 一 丁 目 7 番 3 号
令 和 6 年 4 月 1 日	医 療 法 人 社 団 元 志 会 鶴 ヶ 峰 駅 前 耳 鼻 咽 喉 科	旭 区 鶴 ヶ 峰 二 丁 目 30 番 地 の 10

横浜市告示第 255 号

生活保護法に基づく指定医療機関の廃止

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定による指定医療機関を次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和 6 年 6 月 14 日

横浜市長 山中竹春

1 診療所又は薬局

廃止年月日	名称	所在地
令和 5 年 12 月 4 日	A I クリニックたま プラーザ	青葉区美しが丘一丁 目 5 番地の 5
令和 6 年 1 月 20 日	たかはし歯科医院	戸塚区品濃町 523 番 地の 3
令和 6 年 3 月 21 日	陽の光クリニック	中区尾上町 3 丁目 28 番地
令和 6 年 3 月 24 日	サンドラッグ若草台 薬局	青葉区若草台 17 番地 の 1
令和 6 年 3 月 31 日	いな歯科医院	鶴見区佃野町 30 番 2 号
同	医療法人社団望星会 鶴見西口病院	鶴見区鶴見一丁目 12 番 31 号
同	オガサ薬局	中区本町 1 丁目 2 番 地
同	大村薬局	中区麦田町 4 丁目 10 2 番地
同	川崎歯科医院	南区南太田一丁目 41 番 2 号
同	くすのきクリニック	港南区港南台四丁目 1 番 1 号
同	松本医院	港南区最戸一丁目 14 番 31 号
同	株式会社大村薬局野 庭支店	港南区野庭町 610 番 地
同	美身堂薬局	港南区日野南五丁目 9 番 4 号
同	和田町歯科医院	保土ヶ谷区和田一丁 目 12 番 14 号

同	横浜磯子呼吸器内科 クリニック	磯子区森一丁目 9 番 1 号
同	たなか薬局	金沢区六浦東三丁目 1 番 25 号
同	高田皮フ科	港北区高田東四丁目 23 番 4 号
同	かもい在宅クリニッ ク	緑区鴨居一丁目 9 番 12 号
同	すみれ整形外科クリ ニック	都筑区池辺町 4,035 番地の 1
同	H A K U ブレストケ アクリニック	都筑区中川中央一丁 目 37 番 5 号
同	河野歯科医院	都筑区仲町台二丁目 18 番 8 号
同	北山田耳鼻咽喉科	都筑区北山田一丁目 9 番 3 号
同	石川歯科医院	戸塚区川上町 367 番 地の 1
同	東戸塚駅前なかやま クリニック内視鏡内 科・内科・心療内科	戸塚区品濃町 516 番 地の 5
同	戸塚耳鼻咽喉科クリ ニック	戸塚区戸塚町 6,005 番地の 1
同	十番館薬局いずみ野 店	泉区和泉町 6,206 番 地の 2
同	みらい薬局岡津店	泉区岡津町 2,243 番 地
同	湘南泉病院	泉区新橋町 1,784 番 地
令和 6 年 4 月 6 日	大島皮フ科美容クリ ニック	緑区青砥町 948 番地 の 10
令和 6 年 5 月 31 日	本牧眼科クリニック	中区本牧原 1 番 4 号
同	衛藤クリニック	磯子区磯子三丁目 6 番

2 廃止訪問看護事業者

廃止年月 日	事業者の名 称	主たる事務 所の所在地	訪問看護ス テーション 等の名称	訪問看護ステ ーション等 の所在地
令和 6 年 3 月 31 日	株式会社ニ チイ学館	東京都千代 田区神田駿	ニチイケア センター樽	港北区樽町四 丁目 9 番 30 号

	河台 4 丁目 6 番地	町訪問看護 ステーション	
--	-----------------	-----------------	--

横浜市告示第 256 号

生活保護法に基づく指定医療機関の指定の辞退

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定による指定医療機関に次のとおりその指定の辞退があった。

令和 6 年 6 月 14 日

横浜市長 山中 竹 春

診療所又は薬局

辞退年月日	名称	所在地
令和 6 年 4 月 8 日	有限会社岩崎薬局	磯子区杉田四丁目 6 番 18 号
令和 6 年 5 月 31 日	いなば耳鼻咽喉科	都筑区茅ヶ崎中央 51 番 1 号

横浜市告示第 257 号

生活保護法に基づく介護機関の指定

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 1 項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定による介護機関として、次のとおり指定した。

令和 6 年 6 月 14 日

横浜市長 山中竹春

1 居宅介護事業者（認知症対応型共同生活介護）

指定年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
令和 6 年 5 月 1 日	有限会社グループホームそよ風	青葉区大場町 384 番地の 29	みどりのそよかぜ	青葉区大場町 384 番地の 29

2 介護予防事業者（介護予防認知症対応型共同生活介護）

指定年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地
令和 6 年 5 月 1 日	有限会社グループホームそよ風	青葉区大場町 384 番地の 29	みどりのそよかぜ	青葉区大場町 384 番地の 29

横浜市告示第 258 号

生活保護法に基づく指定介護機関の変更

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 1 項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定による指定介護機関を次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 6 年 6 月 14 日

横浜市長 山中竹春

1 居宅介護事業者（訪問介護）

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
令和 3 年 4 月 1 日	医療法人恭 和会	(新)神奈川県 片倉二丁目 40 番 6 号	新横浜クリニ ック訪問介護 センター	(新)神奈川県片 倉二丁目 40 番 10 号
		(旧)神奈川県 片倉町 751 番地の 21		(旧)神奈川県片 倉町 726 番地 の 165
令和 5 年 12 月 1 日	M o a n a C a r e 株 式会社	都筑区荏田 東二丁目 18 番 2 号	(新)ケアクルー 碧	都筑区荏田東 一丁目 21 番 24 号
			(旧)ケアサービ ス百花	
令和 6 年 4 月 1 日	株式会社ア カリエ	(新)港南区上 大岡西一丁 目 6 番 1 号	(新)A - S m i l e 横浜	神奈川県台町 8 番地の 14
		(旧)神奈川県 台町 8 番地 の 14	(旧)アカリエご 自宅訪問介護 サービス	

2 居宅介護事業者（居宅療養管理指導）

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
令和 6 年 3 月 1 日	株式会社ウ ッドビレッ ジ	東京都千代 田区丸の内 1 丁目 9 番 1 号	(新)日本調剤横 浜山手薬局	中区大和町 1 丁目 6 番地の 4
			(旧)ななほし薬 局山手駅前通 り店	
同	日本調剤株 式会社	東京都千代 田区丸の内 1 丁目 9 番 1 号	(新)日本調剤日 吉薬局	港北区箕輪町 一丁目 24 番 9 号
			(旧)ななほし薬 局日吉店	

3 居宅介護支援事業者

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業所の名称	居宅介護支援事業所の所在地
令和 6 年 4 月 1 日	株式会社ア カリエ	(新) 港南区上 大岡西一丁 目 6 番 1 号	(新) A - S m i l e 横浜ケア プランセンタ ー	神奈川区台町 8 番地の 14
		(旧) 神奈川区 台町 8 番地 の 14	(旧) アカリエケ アプラン相談 センター	

4 介護予防事業者（介護予防居宅療養管理指導）

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地
令和 6 年 3 月 1 日	株式会社ウ ッドビレッ ジ	東京都千代 田区丸の内 1 丁目 9 番 1 号	(新) 日本調剤横 浜山手薬局	中区大和町 1 丁目 6 番地の 4
			(旧) ななほし薬 局山手駅前通 り店	
同	日本調剤株 式会社	東京都千代 田区丸の内 1 丁目 9 番 1 号	(新) 日本調剤日 吉薬局	港北区箕輪町 一丁目 24 番 9 号
			(旧) ななほし薬 局日吉店	

5 介護予防・日常生活支援総合事業者（訪問型サービス）

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	介護予防・日常生活支援総合事業所の名称	介護予防・日常生活支援総合事業所の所在地
令和 3 年 4 月 1 日	医療法人恭 和会	神奈川区片 倉二丁目 40 番 6 号	新横浜クリニ ック訪問介護 センター	(新) 神奈川区片 倉二丁目 40 番 10 号
				(旧) 神奈川区片 倉町 726 番地 の 165
令和 5 年 12 月 1 日	M o a n a C a r e 株 式会社	都筑区荏田 東二丁目 18 番 2 号	(新) ケアクルー 碧	都筑区荏田東 一丁目 21 番 24 号
			(旧) ケアサービ ス百花	
令和 6 年 4 月 1 日	株式会社ア カリエ	(新) 港南区上 大岡西一丁	(新) A - S m i l e 横浜	神奈川区台町 8 番地の 14



	目 6 番 1 号	
	(旧) 神奈川県 台町 8 番地 の 14	(旧) アカリエご 自宅訪問介護 サービス

横浜市告示第 259 号

生活保護法に基づく指定介護機関の休止

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 1 項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定による指定介護機関を次のとおり休止した旨の届出があった。

令和 6 年 6 月 14 日

横浜市長 山中竹春

1 居宅介護事業者（訪問介護）

休止年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
令和 6 年 5 月 1 日	アースサポート株式会社	東京都渋谷区本町 1 丁目 4 番 14 号	アースサポート横浜鶴見	鶴見区鶴見中央五丁目 11 番 2 号

2 介護予防・日常生活支援総合事業者（訪問型サービス）

休止年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	介護予防・日常生活支援総合事業所の名称	介護予防・日常生活支援総合事業所の所在地
令和 6 年 5 月 1 日	アースサポート株式会社	東京都渋谷区本町 1 丁目 4 番 14 号	アースサポート横浜鶴見	鶴見区鶴見中央五丁目 11 番 2 号

横浜市告示第 260 号

生活保護法に基づく指定介護機関の廃止

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 1 項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定による指定介護機関を次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和 6 年 6 月 14 日

横浜市長 山中竹春

1 介護保険施設（介護老人保健施設）

廃止年月日	名称	所在地
令和 6 年 3 月 31 日	介護老人保健施設プラチナ・ヴィラ青葉台	青葉区鴨志田町 75 番地の 1
令和 6 年 4 月 30 日	医療法人社団ちとせ会介護老人保健施設葵の園・ヨコハマ瀬谷	瀬谷区阿久和西三丁目 51 番地の 6

2 居宅介護事業者（訪問介護）

廃止年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
令和 6 年 4 月 30 日	株式会社レミニス	神奈川県西神奈川三丁目 18 番地の 1	株式会社レミニス	神奈川県西神奈川三丁目 18 番地の 1
同	特定非営利活動法人ライフサポート横浜	泉区弥生台 67 番地の 2	ライフサポート横浜	泉区弥生台 67 番地の 2

3 居宅介護事業者（訪問看護）

廃止年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
令和 6 年 3 月 31 日	医療法人徳寿会	徳島県吉野川市鴨島町内原 432 番地	訪問看護ステーションプラチナ・ヴィラ青葉台	青葉区鴨志田町 75 番地の 1

4 居宅介護事業者（通所リハビリテーション）

廃止年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
令和 6 年 3 月 31 日	医療法人徳寿会	徳島県吉野川市鴨島町	介護老人保健施設プラチナ	青葉区鴨志田町 75 番地の 1

		内原 432 番地	・ ヴィラ青葉台	
令和 6 年 4 月 30 日	医療法人社 団ちとせ会	静岡県熱海 市泉 17 番地 の 1	医療法人社団 ちとせ会介護 老人保健施設 葵の園・ヨコ ハマ瀬谷	瀬谷区阿久和 西三丁目 51 番 地の 6

5 居宅介護事業者（短期入所療養介護）

廃止年月 日	事業者の名 称	主たる事務 所の所在地	居宅介護事業 所の名称	居宅介護事業 所の所在地
令和 6 年 3 月 31 日	医療法人徳 寿会	徳島県吉野 川市鴨島町 内原 432 番 地	介護老人保健 施設プラチナ ・ ヴィラ青葉 台	青葉区鴨志田 町 75 番地の 1
令和 6 年 4 月 30 日	医療法人社 団ちとせ会	静岡県熱海 市泉 17 番地 の 1	医療法人社団 ちとせ会介護 老人保健施設 葵の園・ヨコ ハマ瀬谷	瀬谷区阿久和 西三丁目 51 番 地の 6

6 居宅介護事業者（特定福祉用具販売）

廃止年月 日	事業者の名 称	主たる事務 所の所在地	居宅介護事業 所の名称	居宅介護事業 所の所在地
令和 6 年 4 月 30 日	株式会社レ ミニス	神奈川県西 神奈川三丁 目 18 番地の 1	株式会社レミ ニス	神奈川県西神 奈川三丁目 18 番地の 1

7 居宅介護事業者（認知症対応型共同生活介護）

廃止年月 日	事業者の名 称	主たる事務 所の所在地	居宅介護事業 所の名称	居宅介護事業 所の所在地
令和 6 年 3 月 31 日	医療法人徳 寿会	徳島県吉野 川市鴨島町 内原 432 番 地	グループホー ムプラチナ・ ヴィラ青葉台	青葉区鴨志田 町 758 番地の 1

8 居宅介護支援事業者

廃止年月 日	事業者の名 称	主たる事務 所の所在地	居宅介護支援 事業所の名称	居宅介護支援 事業所の所在 地
令和 6 年 4 月 30 日	株式会社レ ミニス	神奈川県西 神奈川三丁 目 18 番地の	株式会社レミ ニス	神奈川県西神 奈川三丁目 18 番地の 1

		1		
--	--	---	--	--

9 介護予防事業者（介護予防訪問入浴介護）

廃止年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地
令和 6 年 3 月 31 日	株式会社お元気福祉サービス	港南区上永谷一丁目 39 番 23 号	株式会社お元気福祉サービス	港南区上永谷一丁目 39 番 23 号

10 介護予防事業者（介護予防訪問看護）

廃止年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地
令和 6 年 3 月 31 日	医療法人徳寿会	徳島県吉野川市鴨島町内原 432 番地	訪問看護ステーションプラチナ・ヴィラ青葉台	青葉区鴨志田町 75 番地の 1

11 介護予防事業者（介護予防通所リハビリテーション）

廃止年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地
令和 6 年 3 月 31 日	医療法人徳寿会	徳島県吉野川市鴨島町内原 432 番地	介護老人保健施設プラチナ・ヴィラ青葉台	青葉区鴨志田町 75 番地の 1
令和 6 年 4 月 30 日	医療法人社団ちとせ会	静岡県熱海市泉 17 番地の 1	医療法人社団ちとせ会介護老人保健施設葵の園・ヨコハマ瀬谷	瀬谷区阿久和西三丁目 51 番地の 6

12 介護予防事業者（介護予防短期入所療養介護）

廃止年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地
令和 6 年 3 月 31 日	医療法人徳寿会	徳島県吉野川市鴨島町内原 432 番地	介護老人保健施設プラチナ・ヴィラ青葉台	青葉区鴨志田町 75 番地の 1
令和 6 年 4 月 30 日	医療法人社団ちとせ会	静岡県熱海市泉 17 番地の 1	医療法人社団ちとせ会介護老人保健施設葵の園・ヨコハマ瀬谷	瀬谷区阿久和西三丁目 51 番地の 6

13 介護予防事業者（介護予防福祉用具貸与）

廃止年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地
令和 6 年 4 月 30 日	株式会社レ ミニス	神奈川県西 神奈川三丁 目 18 番地の 1	株式会社レミ ニス	神奈川県西神 奈川三丁目 18 番地の 1

14 介護予防事業者（特定介護予防福祉用具販売）

廃止年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地
令和 6 年 4 月 30 日	株式会社レ ミニス	神奈川県西 神奈川三丁 目 18 番地の 1	株式会社レミ ニス	神奈川県西神 奈川三丁目 18 番地の 1

15 介護予防事業者（介護予防認知症対応型共同生活介護）

廃止年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地
令和 6 年 3 月 31 日	医療法人徳 寿会	徳島県吉野 川市鴨島町 内原 432 番 地	グループホー ムプラチナ・ ヴィラ青葉台	青葉区鴨志田 町 758 番地の 1

公 告

横 浜 市 公 告 第 320 号

公 園 の 設 置

都 市 公 園 法 ( 昭 和 31 年 法 律 第 79 号 ) 第 2 条 の 2 の 規 定 に 基 づ き 、  
次 の と お り 公 園 を 設 置 す る 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 み ど り 環 境 局 公 園 緑 地 部 公 園 緑 地 管 理 課  
に お い て 一 般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 6 年 6 月 14 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

公 園 の 名 称	位 置	区 域	面 積	主 な 公 園 施 設	供 用 開 始 の 期 日
北 寺 尾 六 丁 目 サ ム エ ル 公 園	鶴 見 区 北 寺 尾 六 丁 目 84 番 の 11	別 図 の と お り	2,151 m <sup>2</sup>	は ら っ ぱ 、 ベ ン チ 、 水 飲 み	令 和 6 年 6 月 17 日

別 図 ( 省 略 )

横 浜 市 公 告 第 321 号

土 壤 汚 染 対 策 法 に 基 づ く 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 指 定  
土 壤 汚 染 対 策 法 ( 平 成 14 年 法 律 第 53 号 ) 第 11 条 第 1 項 の 規 定 に 基  
づ き 、 次 の 土 地 の 区 域 を 特 定 有 害 物 質 に よ っ て 汚 染 さ れ て お り 、 当  
該 土 地 の 形 質 の 変 更 を し よ う と す る と き の 届 出 を し な け れ ば な ら な  
い 区 域 と し て 指 定 す る 。

令 和 6 年 6 月 14 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 所 在 地  
港 北 区 師 岡 町 字 沼 上 耕 地 800 番 の 1 及 び 800 番 の 21 の 各 一 部
- 2 土 壤 溶 出 量 基 準 に 適 合 し て い な い 特 定 有 害 物 質 の 種 類  
ふ っ 素 及 び そ の 化 合 物



横 浜 市 公 告 第 322 号

排 水 設 備 指 定 工 事 店 の 変 更

横 浜 市 排 水 設 備 指 定 工 事 店 規 則 ( 平 成 11 年 1 月 横 浜 市 規 則 第 1 号 ) 第 8 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き 、 排 水 設 備 指 定 工 事 店 を 次 の と お り 変 更 し た 旨 の 届 出 が あ っ た 。

令 和 6 年 6 月 14 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

変 更 年 月 日	指 定 番 号	名 称	代 表 者 氏 名	営 業 所 所 在 地
令 和 6 年 4 月 1 日	30558	泉 工 業 株 式 会 社	山 村 冬 樹	(新) 泉 区 和 泉 中 央 北 三 丁 目 8 番 24 号
				(旧) 藤 沢 市 宮 原 1,442 番 地
令 和 6 年 5 月 1 日	30067	株 式 会 社 ラ イ フ	岩 本 聖 二	(新) 泉 区 都 岡 町 28 番 地 の 24
				(旧) 旭 区 笹 野 台 四 丁 目 65 番 16 号

横 浜 市 公 告 第 323 号

排 水 設 備 指 定 工 事 店 の 指 定 の 取 消 し

横 浜 市 排 水 設 備 指 定 工 事 店 規 則 ( 平 成 11 年 1 月 横 浜 市 規 則 第 1 号 ) 第 9 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き 、 次 の 排 水 設 備 指 定 工 事 店 の 指 定 を 取 り 消 し た 。

令 和 6 年 6 月 14 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

指 定 番 号	名 称	営 業 所 所 在 地	取 消 年 月 日
00946	有 限 会 社 眞 下 商 事	逗 子 市 久 木 1 丁 目 5 番 1 号	令 和 6 年 4 月 26 日

横浜市公告第 324 号

建築協定認可に係る建築協定書の縦覧及び公開による意見の聴取の開催

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 70 条第 1 項の規定に基づき、金沢文庫パークタウン建築協定の認可申請があったので、次のとおり、同法第 71 条の規定に基づき関係人の縦覧に供するとともに、同法第 72 条第 1 項の規定に基づき公開による意見の聴取を行う。

この公開による意見の聴取に出席して意見を述べたい者は、縦覧期間満了の日までに横浜市建築局建築指導部建築企画課に申し出なければならない。

令和 6 年 6 月 14 日

横浜市長 山中竹春

- 1 縦覧期間  
令和 6 年 6 月 14 日から令和 6 年 7 月 12 日まで
- 2 縦覧場所  
中区本町 6 丁目 50 番地の 10  
横浜市建築局建築指導部建築企画課
- 3 縦覧時間  
午前 9 時から午後 5 時まで
- 4 公開による意見の聴取の期日  
令和 6 年 7 月 29 日午後 2 時 00 分
- 5 公開による意見の聴取の場所  
金沢区釜利谷南 4 丁目 28 番 7 号  
金沢文庫パークタウン自治会館

横 浜 市 公 告 第 325 号

開 発 行 為 に 関 す る 工 事 の 完 了  
都 市 計 画 法 ( 昭 和 43 年 法 律 第 100 号 ) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次  
の 開 発 行 為 に 関 す る 工 事 が 完 了 し た 。  
令 和 6 年 6 月 14 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号  
令 和 5 年 4 月 26 日 第 2022 開 1312 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名  
戸 塚 区 原 宿 四 丁 目 33 番 33 - 102 号  
特 定 非 営 利 活 動 法 人 重 度 身 体 障 害 者 と 共 に 歩 む 会  
理 事 長 北 村 叔 子
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称  
戸 塚 区 小 雀 町 2,038 番 の 2 から 2,038 番 の 9 ま で

横 浜 市 公 告 第 326 号

開 発 行 為 に 関 す る 工 事 の 完 了  
都 市 計 画 法 ( 昭 和 43 年 法 律 第 100 号 ) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次  
の 開 発 行 為 に 関 す る 工 事 が 完 了 し た 。

令 和 6 年 6 月 14 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号  
令 和 5 年 11 月 8 日 第 2023 開 1209 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名  
川 崎 市 多 摩 区 宿 河 原 2 丁 目 26 番 1 号  
株 式 会 社 TAKI HOUSE  
代 表 取 締 役 奥 山 武 志
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称  
緑 区 三 保 町 1,911 番 の 2 、 1,911 番 の 63 から 1,911 番 の 66 ま で  
、 1,913 番 の 5 、 1,913 番 の 13 及 び 1,913 番 の 19 から 1,913 番 の  
28 ま で

横 浜 市 公 告 第 327 号

開 発 行 為 に 関 する 工 事 の 完 了

都 市 計 画 法 ( 昭 和 43 年 法 律 第 100 号 ) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次  
の 開 発 行 為 に 関 する 工 事 が 完 了 し た 。

令 和 6 年 6 月 14 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号  
令 和 5 年 12 月 28 日 第 2023 開 1118 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名  
港 北 区 新 吉 田 町 3,598 番 地  
加 藤 一 宇
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称  
港 北 区 新 吉 田 東 八 丁 目 2,579 番 の 1

横浜市公告第 328 号

建築基準法に基づく道路の位置の指定

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定に基づき、次のとおり道路の位置を指定した。

その関係図面は、横浜市建築局建築指導部情報相談課において一般の縦覧に供する。

令和 6 年 6 月 14 日

横浜市長 山中竹春

- 1 指定番号  
第 2024 ・ 11 ・ 3 号
- 2 指定年月日  
令和 6 年 6 月 3 日
- 3 道路の幅員  
5.50 m
- 4 道路の延長  
10.78 m
- 5 指定の場所  
港北区小机町 1,525 番の 1
- 6 申請者の氏名  
株式会社ハウスプラン  
代表取締役 鈴木賢広

横 浜 市 公 告 第 329 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 道 路 の 位 置 の 指 定

建 築 基 準 法 ( 昭 和 25 年 法 律 第 201 号 ) 第 42 条 第 1 項 第 5 号 の 規 定 に 基 づ き 、 次 の と お り 道 路 の 位 置 を 指 定 し た 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 建 築 局 建 築 指 導 部 情 報 相 談 課 に お い て 一 般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 6 年 6 月 14 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 指 定 番 号  
第 2024 ・ 11 ・ 2 号
- 2 指 定 年 月 日  
令 和 6 年 5 月 30 日
- 3 道 路 の 幅 員  
4.50 m
- 4 道 路 の 延 長  
42.27 m
- 5 指 定 の 場 所  
港 北 区 日 吉 本 町 一 丁 目 1,906 番 の 11 及 び 1,906 番 の 17
- 6 申 請 者 の 氏 名  
株 式 会 社 マ ル ナ カ  
代 表 取 締 役 和 田 庸 平



横浜市公告第 330 号

建築基準法に基づく道路の位置の指定

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定に基づき、次のとおり道路の位置を指定した。

その関係図面は、横浜市建築局建築指導部情報相談課において一般の縦覧に供する。

令和 6 年 6 月 14 日

横浜市長 山中竹春

- 1 指定番号  
第 2024 ・ 12 ・ 1 号
- 2 指定年月日  
令和 6 年 6 月 5 日
- 3 道路の幅員  
5.50 m
- 4 道路の延長  
45.91 m
- 5 指定の場所  
緑区鴨居四丁目 1,010 番の 48
- 6 申請者の氏名  
株式会社リアルハウジング  
代表取締役 滝澤紀史

横浜市公告第 331 号

建築基準法に基づく指定道路の一部廃止

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定に基づく指定道路の一部を、次のとおり廃止した。

その関係図面は、横浜市建築局建築指導部情報相談課において一般の縦覧に供する。

令和 6 年 6 月 14 日

横浜市長 山中竹春

- 1 一部廃止する道路の指定番号  
第 40・140 号
- 2 廃止年月日  
令和 6 年 6 月 4 日
- 3 廃止部分の道路の幅員  
5.50 m
- 4 廃止部分の道路の延長  
72.29 m
- 5 廃止の場所  
鶴見区梶山二丁目 1,062 番の 2 地先から 1,067 番の 28 地先まで

横浜市公告第 332 号

建築基準法に基づく指定道路の一部廃止

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定に基づく指定道路の一部を、次のとおり廃止した。

その関係図面は、横浜市建築局建築指導部情報相談課において一般の縦覧に供する。

令和 6 年 6 月 14 日

横浜市長 山中竹春

- 1 一部廃止する道路の指定番号  
第 61・2・3 号
- 2 廃止年月日  
令和 6 年 5 月 28 日
- 3 廃止部分の道路の幅員  
4.50 m
- 4 廃止部分の道路の延長  
69.00 m
- 5 廃止の場所  
神奈川区羽沢町 1,238 番の 16 地先から 1,233 番の 17 地先まで

横 浜 市 公 告 第 333 号

八王子都市計画事業上野第二地区土地区画整理事業の施行に係る換地処分通知の内容の掲示

八王子都市計画事業上野第二地区土地区画整理事業の施行に係る土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）第 103 条第 1 項の規定に基づく換地処分通知のうち、その書類を送付すべき場所を確知することができないものの内容が掲示されている旨を次のとおり公告する。

令和 6 年 6 月 14 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 被通知者の氏名及び住所  
伊 東 諭  
金 沢 区 釜 利 谷 西 一 丁 目 63 番 13 - 202 号
- 2 掲示場所  
東 京 都 八 王 子 市 台 町 4 丁 目 6 番 に ある 掲 示 板
- 3 掲示期間  
令 和 6 年 6 月 14 日 から 令 和 6 年 6 月 24 日 まで

区 告 示

泉区告示第 13 号（令和 6 年 5 月 27 日 掲 示 済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定に基づき、広町自治会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 6 年 5 月 27 日

横浜市泉区長 山 口 賢

変更した事項	変 更 前	変 更 後
規約に定める目的	本会は民主主義の精神に基づき、会員を通じ、会員の親睦を深め、生活の向上を図ることを目的とし、次の事業を行う。	本会は民主主義の精神に基づき、会員を通じ、会員の親睦を深め、生活の向上を図ることを目的とし、次の事業を行う。

泉区告示第 14 号（令和 6 年 5 月 27 日掲示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定に基づき、西が岡第一自治会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 6 年 5 月 27 日

横浜市泉区長 山口

賢

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	土川 進 泉区西が岡一丁目 25 番地の 3	白石 長武 泉区西が岡一丁目 3 番地の 2

神奈川区告示第 7 号（令和 6 年 5 月 29 日掲示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定に基づき、ガーデン山自治会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 6 年 5 月 29 日

横浜市神奈川区長 鈴木 茂 久

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	安部 美穂 神奈川区三ツ沢下町 27 番 21 号	川野 加代 神奈川区神大寺一丁 目 7 番 3 号

泉区告示第 15 号（令和 6 年 5 月 29 日掲示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定に基づき、西が岡第一自治会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 6 年 5 月 29 日

横浜市泉区長 山口

賢

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	白石長武 泉区西が岡一丁目 3 番地の 2	芳垣志信 泉区西が岡一丁目 15 番地の 5



神奈川区告示第 8 号（令和 6 年 5 月 31 日掲示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定に基づき、六角橋北町自治会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 6 年 5 月 31 日

横浜市神奈川区長 鈴木 茂 久

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	浅井 雅美 神奈川区六角橋五丁目 22 番 1 号	飯田 宏昭 神奈川区六角橋一丁目 31 番 4 号

戸塚区告示第 4 号（令和 6 年 5 月 31 日 掲 示 済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定に基づき、小田急分譲地自治会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 6 年 5 月 31 日

横浜市戸塚区長 近 藤

武

変更した事項	変 更 前	変 更 後
代表者の氏名 及び住所	古 本 透 戸塚区上倉田町 1,80 5 番地の 33	小 松 敏 夫 戸塚区上倉田町 1,80 5 番地の 3

戸塚区告示第 5 号（令和 6 年 5 月 31 日 掲 示 済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定に基づき、ぐみさわなか団地自治会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 6 年 5 月 31 日

横浜市戸塚区長 近 藤

武

変更した事項	変 更 前	変 更 後
代表者の氏名 及び住所	三 枝 香 戸塚区汲沢三丁目 2 番 4 - 424 号	山 下 正 史 戸塚区汲沢三丁目 2 番 1 - 157 号

神奈川区告示第 9 号（令和 6 年 6 月 3 日掲示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定に基づき、西大口町内会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 6 年 6 月 3 日

横浜市神奈川区長 鈴木 茂 久

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	田 辺 勝 美 神奈川区西大口 83 番 地	前 田 隆 神奈川区西大口 51 番 地の 2

神奈川県告示第 10 号（令和 6 年 6 月 3 日揭示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定に基づき、白幡西町自治会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 6 年 6 月 3 日

横浜市神奈川区長 鈴木 茂 久

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	本田 廣 幸 神奈川県白幡西町 34 番 3 号	久保寺 孝 之 神奈川県白幡西町 28 番 19 号

南区告示第 3 号（令和 6 年 6 月 3 日揭示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定に基づき、永田台南自治会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 6 年 6 月 3 日

横浜市南区長 高 澤 和 義

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	竹之内 茂 南区永田台 42 番 5 号	遠藤 勝 隆 南区永田台 48 番 3 号

南区告示第 4 号（令和 6 年 6 月 5 日揭示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定に基づき、港南郷自治会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 6 年 6 月 5 日

横浜市南区長 高 澤 和 義

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	藤 盛 隆 夫 南区中里三丁目 13 番 4 号	吉 田 笛 太 郎 南区中里三丁目 9 番 24 号

南区告示第 5 号（令和 6 年 6 月 5 日揭示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定に基づき、別所中里台町内会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 6 年 6 月 5 日

横浜市南区長 高 澤 和 義

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	山 田 悟 郎 南 区 別 所 中 里 台 36 番 11 号	黒 住 直 南 区 別 所 二 丁 目 29 番 22 号



南区告示第 6 号（令和 6 年 6 月 5 日掲示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定に基づき、大丸町内会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 6 年 6 月 5 日

横浜市南区長 高 澤 和 義

変更した事項	変更前	変更後
区域	南区六ツ川三丁目 28 番地から 116 番地まで	南区六ツ川三丁目 28 番地から 116 番地まで、120 番地から 121 番地まで

港南区告示第 3 号（令和 6 年 6 月 5 日 掲 示 済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定に基づき、野村港南台自治会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 6 年 6 月 5 日

横浜市港南区長 栗原 敏也

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	関 根 順 一 港南区日野南六丁目 25 番 25 号	山 本 文 夫 港南区日野南五丁目 12 番 16 号

港南区告示第 4 号（令和 6 年 6 月 5 日 掲 示 済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定に基づき、雑色南自治会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 6 年 6 月 5 日

横浜市港南区長 栗原 敏也

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	市 村 喜 正 港南区笹下四丁目 10 番 4 号	大 司 初 恵 港南区笹下四丁目 6 番 8 号

泉区告示第 16 号（令和 6 年 6 月 5 日掲示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定に基づき、赤坂自治会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 6 年 6 月 5 日

横浜市泉区長 山口 賢

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	堀 越 博 之 泉区和泉町 1,015 番地 の 53	山 本 尚 志 泉区和泉町 1,050 番地 の 13
区 域	泉区和泉町 1,005 番地 の 1 から 1,005 番地の 8 まで、1,007 番地の 1、1,010 番地の 1、 1,010 番地の 2、1,01 1 番地の 1 から 1,011 番地の 5 まで、1,012 番地の 1 から 1,012 番 地の 49 まで、1,015 番 地の 1 から 1,015 番地 の 92 まで、1,020 番地 の 1、1,025 番地の 1 から 1,025 番地の 5 ま で、1,034 番地の 6 か ら 1,034 番地の 15 ま で、1,038 番地の 1 から 1,038 番地の 7 まで、 1,040 番地の 1 から 1, 040 番地の 3 まで、1, 041 番地の 1 から 1,04 1 番地の 6 まで、1,04 2 番地の 1 から 1,042 番地の 16 まで、1,043 番地の 1 から 1,043 番 地の 22 まで、1,044 番 地の 1 から 1,044 番地 の 8 まで、1,047 番地 の 1 から 1,047 番地の 28 まで、1,048 番地の 1 から 1,048 番地の 14 まで、1,050 番地の 1 から 1,050 番地の 21 ま で、1,079 番地の 1、 1,100 番地の 1 から 1, 100 番地の 6 まで、1, 163 番地の 1 から 1,16 3 番地の 1 から 1,16 3 番地の 6 まで、及び	1,010 番地の 1、1,01 0 番地の 2、1,011 番 地の 1 から 1,011 番地 の 5 まで、1,012 番地 の 1 から 1,012 番地の 49 まで、1,015 番地の 1 から 1,015 番地の 92 まで、1,020 番地の 1 、1,025 番地の 1 から 1,025 番地の 5 まで、 1,034 番地の 6 から 1, 034 番地の 15 まで、1, 038 番地の 1 から 1,03 8 番地の 7 まで、1,04 0 番地の 1 から 1,040 番地の 3 まで、1,041 番地の 1 から 1,041 番 地の 6 まで、1,042 番 地の 1 から 1,042 番地 の 16 まで、1,043 番地 の 1 から 1,043 番地の 22 まで、1,044 番地の 1 から 1,044 番地の 8 まで、1,047 番地の 1 から 1,047 番地の 28 ま で、1,048 番地の 1 か ら 1,048 番地の 14 ま で、1,050 番地の 1 から 1,050 番地の 21 まで、 1,079 番地の 1、1,10 0 番地の 1 から 1,100 番地の 6 まで、1,163 番地の 1 から 1,163 番 地の 6 まで、及び 3,15 2 番地の 1 から 3,152 番地の 18 までの区域

3,152 番地の 1 から 3, 152 番地の 18 までの区 域
-------------------------------------------

戸塚区告示第 6 号（令和 6 年 6 月 6 日 掲 示 済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定に基づき、柏尾町内会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 6 年 6 月 6 日

横浜市戸塚区長 近 藤 武

変更した事項	変 更 前	変 更 後
代表者の氏名 及び住所	齋 藤 純 一 戸塚区柏尾町 1,220 番地	實 本 義 則 戸塚区柏尾町 1,032 番地の 99

---

区 公 告

---

都 筑 区 公 告 第 56 号 ( 令 和 6 年 6 月 4 日 掲 示 済 )

自 動 車 臨 時 運 行 許 可 番 号 標 の 失 効

次 の 自 動 車 臨 時 運 行 許 可 番 号 標 は 、 失 効 し た の で 公 告 す る 。

令 和 6 年 6 月 4 日

横 浜 市 都 筑 区 長 佐 々 田 賢 一

自 動 車 臨 時 運 行 許 可 番 号 標 番 号	失 効 年 月 日
横 40 - 11 浜 横 浜	令 和 5 年 11 月 29 日
横 38 - 79 浜 横 浜	令 和 5 年 12 月 27 日

水道局

水道局告示第 6 号

公金徴収及び収納事務委託

地方自治法の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 19 号）による改正前の地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 33 条の 2 の規定により、公金徴収及び収納事務を次のとおり委託したので、地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和 6 年政令第 12 号）による改正前の地方公営企業法施行令（昭和 27 年政令第 403 号）第 26 条の 4 第 1 項の規定により告示する。

令和 6 年 6 月 14 日

横浜市水道事業管理者

水道局長 山岡 秀一

受託者の名称	受託者の所在地	委託した事務の範囲	委託した期間
株式会社清光社 代表取締役 鈴木 真	中区山下町 1 番地	鶴見区及び神奈川区において横浜市と各戸検針徴収に関する契約を締結しているものの使用に係る水道メーターの検針業務及び料金整理業務	令和 6 年 4 月 1 日から令和 6 年 12 月 31 日まで
株式会社アウトソーシングトータルサポート 代表取締役 牧 邦彦	都筑区茅ヶ崎中央 8 番 33 号	緑区及び青葉区において横浜市と各戸検針徴収に関する契約を締結しているものの使用に係る水道メーターの検針業務及び料金整理業務	
株式会社清光社 代表取締役 鈴木 真	中区山下町 1 番地	中区、南区、西区及び保土ヶ谷区において横浜市と各戸検針徴収に関する契約を締結している	令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで



		ものの使用に係る水道メーターの検針業務及び料金整理業務
株式会社日本ウォーターテックス 代表取締役 佐藤 亮	埼玉県幸手市緑台 1 丁目 19 番 11 号	港南区、磯子区及び金沢区において横浜市と各戸検針徴収に関する契約を締結しているものの使用に係る水道メーターの検針業務及び料金整理業務
株式会社宅配横浜 代表取締役 斜森 太郎	旭区笹野台一丁目 1 番 43 号	旭区、泉区及び瀬谷区において横浜市と各戸検針徴収に関する契約を締結しているものの使用に係る水道メーターの検針業務及び料金整理業務
株式会社宅配横浜 代表取締役 斜森 太郎	旭区笹野台一丁目 1 番 43 号	港北区及び都筑区において横浜市と各戸検針徴収に関する契約を締結しているものの使用に係る水道メーターの検針業務及び料金整理業務
株式会社アウトソーシングトータルサポート 代表取締役 牧 邦彦	都筑区茅ヶ崎中央 8 番 33 号	戸塚区及び栄区において横浜市と各戸検針徴収に関する契約を締結しているものの使用に係る水道メーターの

		検針業務及び料金整理業務
L I N E P a y 株式会社 代表取締役社長 C E O 前 田 貴 司	東京都品川区西品川 1 丁目 1 番 1 号	水道料金及び下水道使用料の収納事務
ビリングシステム株式会社 代表取締役 江 田 敏 彦	東京都千代田区内幸町 1 丁目 2 番 2 号	
株式会社しんきん 情報サービス 代表取締役社長 飯 吉 真	東京都港区港南 1 丁目 8 番 27 号	水道料金、下水道使用料及び水道加入金並びに給水装置工事の工事費、設計審査手数料及び完了検査手数料の収納事務
株式会社セブン・イレブン・ジャパン 代表取締役社長 永 松 文 彦	東京都千代田区二番町 8 番地の 8	
株式会社ファミリーマート 代表取締役社長 細 見 研 介	東京都港区芝浦 3 丁目 1 番 21 号	
株式会社ポプラ 代表取締役社長 岡 田 礼 信	広島市安佐北区安佐町大字久地 665 番地の 1	
株式会社ローソン 代表取締役社長 竹 増 貞 信	東京都品川区大崎 1 丁目 11 番 2 号	
ミニストップ株式会社 代表取締役社長 藤 本 明 裕	千葉県美浜区中瀬 1 丁目 5 番 1 号	
山崎製パン株式会社 代表取締役社長 飯 島 延 浩	東京都千代田区岩本町 3 丁目 10 番 1 号	

交通局

交通局公告第 4 号

職員の懲戒処分

地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 29 条第 1 項第 1 号及び第 2 号の規定により、次の者を令和 6 年 5 月 24 日懲戒処分に付した。

令和 6 年 6 月 14 日

横浜市交通事業管理者  
交通局長 三 村 庄 一

所属又は補職	職名	氏名	処分の内容
自動車本部 滝頭 営業所	運輸職員	平 井 秀 明	戒 告
自動車本部 浅間 町営業所	運輸職員	鶴 田 直 希	戒 告
自動車本部 滝頭 営業所	運輸職員	野 手 雅 之	戒 告
自動車本部 港南 営業所	運輸職員	渡 辺 明	戒 告

教育委員会

横浜市教育委員会告示第 12 号


公印の改刻及び廃止

次のとおり公印を改刻し、及び廃止する。


令和 6 年 6 月 14 日

横浜市教育委員会

1 改刻

公印の名称	使用開始年月日	印影
横浜市立中和田中学校長印	令和 6 年 6 月 14 日	 (方 21 ミリメートル)

2 廃止

公印の名称	廃止年月日	印影
横浜市立中和田中学校長印	令和 6 年 6 月 14 日	 (方 21 ミリメートル)

---

区選挙管理委員会

---

西区選挙管理委員会告示第 2 号（令和 6 年 6 月 3 日掲示済）  
委員の補欠

令和 6 年 5 月 15 日本委員会委員中村恵一が死亡したので、令和 6  
年 6 月 3 日本委員会委員に次の者を補欠した。

令和 6 年 6 月 3 日

横浜市西区選挙管理委員会

志 賀 一 史

## 人事委員会

不利益処分についての審査請求に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 6 月 14 日

横浜市人事委員会

横浜市人事委員会規則第 12 号

不利益処分についての審査請求に関する規則の一部を改正する規則

不利益処分についての審査請求に関する規則（平成 28 年 3 月横浜市人事委員会規則第 10 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 19 条」を「第 18 条の 2」に改める。

第 2 条第 1 号中「及び第 2 項」を削る。

第 6 条第 1 項に次のただし書を加える。

ただし、人事委員会が審査を担当するときは、この限りでない。

第 10 条中第 3 項を第 4 項とし、第 2 項の次に次の 1 項を加える。

3 受理した審査請求が取り下げられたときは、その審査請求は、初めから係属しなかったものとみなす。

第 13 条に次の 1 項を加える。

5 第 3 項に規定する反論書が同項の規定により定めた期間内に提出されない場合において、人事委員会が更に一定の期間を定めてこれらの書面の提出を求めたにもかかわらず、当該期間内に提出されなかったときは、人事委員会は、審理を終了することができる。

第 4 章第 1 節中第 19 条の前に次の 1 条を加える。

（審理の計画的進行）

第 18 条の 2 当事者及び代理人並びに人事委員会は、円滑かつ迅速で公正な審理の実現のため、審理において、相互に協力するとともに、審理の計画的な進行を図らなければならない。

第 20 条第 2 項中「審査長は」の次に「、口頭審理において」を加え、「及びその指揮に従わない者の発言を禁止する」を「又は発言がその事案に係りのない事項にわたる場合若しくはその他相当でない場合には、これを制限する」に改め、同条第 3 項中「口頭審理の妨害となる発言を禁止し、又は」を削る。

第 26 条中第 5 項を第 6 項とし、第 4 項を第 5 項とし、第 3 項を第 4 項とし、第 2 項の次に次の 1 項を加える。

3 第 20 条第 2 項及び第 3 項の規定は、準備手続について準用する。

第 28 条の次に次の 1 条を加える。

(最終陳述)

第 28 条の 2 人事委員会は、次条の規定に基づき口頭審理を終了させる前に、当事者に最終陳述をする機会を与えるものとする。

2 最終陳述は、書面によって行うことができる。

3 当事者が最終陳述を書面によって行うことを申し出たときは、人事委員会は、相当の期間を置いて、その提出期限を定めるものとし、当事者がその期限までに最終陳述書を提出しないときは、その当事者は、最終陳述をする機会を放棄したものとみなす。

第 29 条を次のように改める。

(口頭審理の終了)

第 29 条 人事委員会は、必要な審理を終えたと認めるときは、口頭審理を終了し、その旨を両当事者に通知するものとする。

第 29 条の次に次の 1 条を加える。

(口頭審理の再開)

第 29 条の 2 人事委員会は、必要があると認めるときは、終了した口頭審理を再開することができる。

第 30 条 (見出しを含む。) 中「終結」を「終了」に改める。

第 31 条第 1 項中「終結の宣告」を「終了の通知」に改め、同条第 3 項中「前 2 項」を「前各項」に、「故意又は」を「前 3 項に定める方式によらないとき若しくは故意若しくは」に、「その他」を「又は」に改め、同項を同条第 5 項とし、同条第 2 項の次に次の 2 項を加える。

3 書証の申出は、前項の書面に、次に掲げる事項を記載し、又は当該書類等の所持者にその提出を求めることを申し立ててしなければならない。

(1) 証拠の原本又は写しの別

(2) 作成年月日

(3) 作成者

(4) 立証趣旨

4 証人尋問の申出は、第 2 項の書面に、次に掲げる事項を記載してしなければならない。

(1) 証人の氏名及び住所

(2) 証明すべき事実及びこれと証人の関係

(3) 尋問予定時間

(4) その他人事委員会が必要と認める事項

第 34 条第 1 項第 1 号中「、連絡先及び職業」を削り、同項に次の 1 号を加える。

(5) その他人事委員会が必要と認める事項

第 39 条の次に次の 1 条を加える。

(証人の遮への措置)

第39条の2 審査長は、事案の性質、証人の心身の状態、証人と当事者又は代理人との関係その他の事情により、証人が当事者、代理人又は傍聴人の前で陳述するときは圧迫を受け精神の平穏を著しく害されるおそれがあると認める場合であって、相当と認めるときは、当事者、代理人又は傍聴人と証人との間で、相互に相手の状態を認識することができないようにするための措置を執ることができる。

2 審査長は、前項の措置を執るに当たっては、当事者及び証人の意見を聴くものとする。

第47条中「第28条」を「第18条の2、第20条第2項及び第3項、第27条、第28条」に、「第31条」を「第29条の2、第31条（第4項を除く。）」に、「第28条、第29条及び第31条中「口頭」とあるのは「書面」」を「第31条第5項中「前各項」とあるのは「第1項から第3項まで」と、「前3項」とあるのは「第2項又は第3項」」に改める。

第58条の見出しを「（実施細目等）」に改め、同条に次の1項を加える。

2 この規則に定めるもの（前項の規定により人事委員会が定めるものを含む。）を除くほか、審査請求の手續に関し必要な事項は、その都度、人事委員会が決定するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日から引き続き継続している審査請求において、この規則による改正前の不利益処分についての審査請求に関する規則の規定により人事委員会に対して行われた申立てその他の行為及び人事委員会の行った調査その他の行為は、この規則の相当規定によって行われたものとみなす。



横浜市人事委員会達第 1 号

不利益処分についての審査請求に関する書面の様式を定める規程（平成 28 年 3 月横浜市人事委員会達第 2 号）の一部を次のように改正する。

令和 6 年 6 月 14 日

横浜市人事委員会

第 2 条 中

「

第 31 条 第 2 項
--------------

第 31 条 第 2 項
--------------

」

を

「

第 31 条 第 2 項 及び 第 3 項
-----------------------

第 31 条 第 2 項 及び 第 4 項
-----------------------

」

に改める。

第 16 号様式中「（第 31 条 第 2 項 関係）」を「（第 31 条 第 2 項 及び 第 3 項 関係）」に改める。

第 17 号様式を次のように改める。

第17号様式(第31条第2項及び第4項関係)

証 人 申 出 書

年 月 日

横浜市人事委員会委員長

請求者氏名

処分者職氏名

(審)第 号事案について、次のとおり証人の申出をします。

番号	証 人			証明すべき事 実及びこれと 証人の関係	尋問 予定 時間
	(ふりがな) 氏名	住所 [送付先]	電話番号		

(A4)

(備考) 文書の送付先について、居住地と異なる住所を希望する場合は、送付先の住所も追記してください。

申し出る証人が複数人いる場合は、欄を追加して御記載ください。

附 則

この達は、公布の日から施行する。

監査委員

横浜市監査委員告示第 1 号

包括外部監査人の監査の事務を補助する者

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 32 第 1 項の規定による包括外部監査人櫻山加奈子の監査の事務を補助する者の協議が調ったので、同条第 2 項の規定により次のとおり告示する。

令和 6 年 6 月 14 日

横浜市監査委員 酒 井 良 清  
 同 高 品 彰  
 同 前 田 一  
 同 清 水 富 雄  
 同 大 岩 真 善 和

補助する者の氏名	補助する者の住所	補助できる期間
宮 本 和 之	東京都日野市大字上田 255 番地の 13	令和 6 年 6 月 1 日から 令和 7 年 3 月 31 日まで
加 藤 聡	東京都中央区日本橋浜町 2 丁目 26 番 8 - 201 号	令和 6 年 6 月 1 日から 令和 7 年 3 月 31 日まで
谷 川 淳	東京都新宿区西新宿 7 丁目 19 番 14 - 1106 号	令和 6 年 6 月 1 日から 令和 7 年 3 月 31 日まで
斉 藤 将	東京都品川区旗の台 6 丁目 3 番 4 号	令和 6 年 6 月 1 日から 令和 7 年 3 月 31 日まで
鈴木 亮 子	戸塚区前田町 506 番地の 12	令和 6 年 6 月 1 日から 令和 7 年 3 月 31 日まで
神戸 政 之	西区桜木町 4 丁目 17 番地	令和 6 年 6 月 1 日から 令和 7 年 3 月 31 日まで

横浜市監査委員公表第 6 号

住民監査請求に係る監査結果の公表（令和 6 年 3 月 27 日  
受付）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 242 条第 5 項の規定により、住民監査請求に係る監査を行ったので、その結果を別冊のとおり公表する。

令和 6 年 6 月 14 日

横浜市監査委員	酒	井	良	清
同	高	品		彰
同	前	田		一
同	大	岩	真善和	

---

## 市会

---

### 令和 6 年 第 2 回 市会 定例会 会議事項 (第 1 日)

- 1 開会日時 5 月 20 日 午前 10 時 00 分
- 2 出席議員 86 人
- 3 会議のてん末 次のとおり

#### 会期の決定

5 月 20 日から 6 月 5 日までの 17 日間と決定

議第 2 号議案 横浜市会委員会条例の一部改正  
以上委員会付託を省略、即決にて原案可決

#### 常任委員の選任

以上議長指名により選任 (氏名 別紙 1)

#### 常任委員会委員長及び同副委員長 2 人の選挙

以上議長指名により選挙 (当選人氏名 別紙 1)

#### 特別委員会報告書

以上報告、市長に送付、デジタル化推進特別委員会は調査終了

議第 3 号議案 特別委員会の委員の定数の変更  
以上委員会付託を省略、即決にて原案可決

#### 特別委員の選任

以上議長指名により選任 (氏名 別紙 2)

#### 特別委員会委員長及び同副委員長 2 人の選挙

以上議長指名により選挙 (当選人氏名 別紙 2)

#### 神奈川県内広域水道企業団議会議員 4 人の選挙

以上指名推選により選挙 (当選人氏名 別紙 3)

#### 神奈川県後期高齢者医療広域連合議会議員 7 人の選挙

以上指名推選により選挙 (当選人氏名 別紙 3)

市 第 18 号 議 案 横 浜 市 監 査 委 員 の 選 任  
以 上 委 員 会 付 託 を 省 略 、 即 決 に て 同 意

市 第 19 号 議 案 横 浜 市 人 事 委 員 会 委 員 の 選 任  
以 上 委 員 会 付 託 を 省 略 、 即 決 に て 同 意

市 第 20 号 議 案 横 浜 市 固 定 資 産 評 価 員 の 選 任  
以 上 委 員 会 付 託 を 省 略 、 即 決 に て 同 意

口 頭 追 加 議 長 の 辞 職  
以 上 即 決 に て 許 可

口 頭 追 加 議 長 の 選 挙  
以 上 投 票 に よ り 選 挙 ( 当 選 人 鈴 木 太 郎 君 )

市 会 運 営 委 員 の 選 任  
以 上 議 長 指 名 に よ り 選 任 ( 氏 名 別 紙 3 )

市 会 運 営 委 員 会 委 員 長 及 び 同 副 委 員 長 2 人 の 選 挙  
以 上 議 長 指 名 に よ り 選 挙 ( 当 選 人 氏 名 別 紙 3 )

4 散 会 時 刻 午 前 11 時 15 分

別紙 1

常 任 委 員 会

委員会名	政 策 経 営 財 政 委 員 会	国 際 ・ 経 済 港 員 委 員 会	市 民 ・ に ぎ わ い 文 化 防 護 委 員 会	こ ども 青 少 年 育 成 委 員 会	健 康 福 祉 医 員 委 員 会	脱 炭 素 ・ GREEN EXPO 推 進 ・ 環 境 資 源 循 環 委 員 会	建 築 ・ 都 市 整 備 道 員 委 員 会	下 水 道 河 川 ・ 交 通 委 員 会	
定 数	11	10	11	11	11	11	11	10	
委 員 長 氏名・会派	小 松 範 昭 (自 民)	中 島 光 徳 (公 明)	く した 久 子 (維 新)	麓 理 恵 (立 憲)	高 橋 正 治 (公 明)	大 桑 正 貴 (自 民)	伏 見 幸 枝 (自 民)	伊 波 俊 之 助 (自 民)	
副 委 員 長 氏名・会派	竹 内 康 洋 (公 明)	東 みちよ (自 民)	関 勝 則 (自 民)	横 山 勇 太 朗 (自 民)	長 谷 川 琢 磨 (自 民)	磯 部 圭 太 (自 民)	青 木 亮 祐 (自 民)	山 田 一 誠 (自 民)	
	山 浦 英 太 (立 憲)	田 中 紳 一 (維 新)	谷 田 部 孝 一 (立 憲)	望 月 康 弘 (公 明)	藤 代 哲 夫 (自 民)	藤 崎 浩 太 郎 (立 憲)	久 保 和 弘 (公 明)	坂 井 太 (維 新)	
自 民 名	人 員	4	4	5	4	4	5	4	5
	氏 名	鴨 志 田 啓 介 小 松 範 昭 横 山 正 人 渡 邊 忠 則	東 みちよ 斉 藤 達 也 清 水 富 雄 田 野 井 一 雄	白 井 亮 次 瀬 之 間 康 浩 関 勝 則 高 橋 の り み 松 本 研	お さ か べ さ や か 黒 川 勝 福 地 茂 横 山 勇 太 朗	佐 藤 茂 長 谷 川 琢 磨 藤 代 哲 夫 山 下 正 人	磯 部 圭 太 大 桑 正 貴 川 口 広 誠 酒 井 誠 増 永 純 女	青 木 亮 祐 梶 村 充 健 伏 見 幸 枝	伊 波 俊 之 助 佐 藤 祐 文 鈴 木 太 郎 山 田 一 誠 遊 佐 大 輔
公 明 名	人 員	2	2	1	2	2	2	2	2
	氏 名	木 内 秀 一 竹 内 康 洋	安 西 英 俊 中 島 光 徳	行 田 朝 仁	竹 野 内 猛 望 月 康 弘	高 橋 正 治 仁 田 昌 寿	武 田 勝 久 福 島 直 子	尾 崎 太 久 保 和 弘	市 来 栄 美 子 斉 藤 伸 一
立 憲 名	人 員	2	1	2	2	2	2	1	
	氏 名	森 ひろたか 山 浦 英 太	大 岩 真 善 和	高 田 修 平 谷 田 部 孝 一	田 中 ゆ き 麓 理 恵	荻 原 隆 宏 か ざ ま あ さ み	花 上 喜 代 志 藤 崎 浩 太 郎	越 久 田 記 子 長 谷 川 え つ こ	中 山 大 輔
維 新 名	人 員	1	1	1	1	1	1	2	
	氏 名	い そ べ 尚 哉	田 中 紳 一	く した 久 子	伊 藤 く み こ	山 田 桂 一 郎	柏 原 す ぐ る	関 嵩 史	大 山 し ょ う じ 坂 井 太
共 産 氏 名	人 員	1			1	1	1		
	氏 名	み わ 智 恵 美			古 谷 靖 彦	大 和 田 あ き お	宇 佐 美 さ や か	白 井 正 子	
民 主 氏 名	人 員	1	1		1		1		
	氏 名	こ が ゆ 康 弘	深 作 祐 衣		坂 本 勝 司		二 井 く み よ		
太 田 氏 名	人 員					1			
	氏 名					太 田 正 孝			
井 上 氏 名	人 員			1					
	氏 名			井 上 さ く ら					
無 氏 名	人 員		1						
	氏 名		興 石 か つ 子						
ト モ 氏 名	人 員			1					
	氏 名			大 野 ト モ イ					



別紙 2

特 別 委 員 会

委員会名	大都市行財政制度 特別委員会	基 地 対 策 特別委員会	減 災 対 策 推 進 特別委員会	新 た な 都 市 活 力 推 進 特別委員会	健 康 つ く り ・ ス ポ ー ツ 推 進 特別委員会	郊 外 部 再 生 ・ 活 性 化 特別委員会	
定 数	15	14	15	14	14	14	
委 員 長 氏名・会派	川 口 広 (自 民)	鴨 志 田 啓 介 (自 民)	安 西 英 俊 (公 明)	山 下 正 人 (自 民)	福 地 茂 (自 民)	大 岩 真 善 和 (立 憲)	
副 委 員 長 氏名・会派	竹 野 内 猛 (公 明)	渡 邊 忠 則 (自 民)	黒 川 勝 (自 民)	斉 藤 達 也 (自 民)	渋谷 健 (自 民)	酒 井 誠 (自 民)	
	長 谷 川 え つ こ (立 憲)	山 田 桂 一 郎 (維 新)	瀬 之 間 康 浩 (自 民)	森 ひろたか (立 憲)	斉 藤 伸 一 (公 明)	高 橋 の り み (自 民)	
自 民	人 員	6	6	6	6	6	5
	氏 名	青 木 亮 祐 川 口 広 清 水 富 雄 伏 見 幸 枝 増 永 純 女 横 山 正 人	伊 波 俊 之 助 梶 村 充 鴨 志 田 啓 介 小 松 範 昭 佐 藤 祐 文 渡 邊 忠 則	東 みちよ 磯 部 圭 太 大 桑 正 貴 黒 川 勝 瀬 之 間 康 浩 横 山 勇 太 朗	斉 藤 達 也 鈴 木 太 郎 関 勝 則 山 下 正 人 山 田 一 誠 遊 佐 大 輔	お さ か べ さ や か 佐 藤 茂 渋谷 健 長 谷 川 琢 磨 福 地 茂 研 松 本 研	酒 井 誠 白 井 亮 次 田 野 井 一 雄 高 橋 の り み 藤 代 哲 夫
公 明	人 員	3	2	3	2	3	2
	氏 名	尾 崎 太 竹 野 内 猛 福 島 直 子	木 内 秀 一 久 保 和 弘	安 西 英 俊 行 田 朝 仁 仁 田 昌 寿	高 橋 正 治 中 島 光 徳	市 来 栄 美 子 斉 藤 伸 一 竹 内 康 洋	武 田 勝 久 望 月 康 弘
立 憲	人 員	3	2	2	2	2	3
	氏 名	荻 原 隆 宏 高 田 修 平 長 谷 川 え つ こ	越 久 田 記 子 谷 田 部 孝 一	か ざ ま あ さ み 中 山 大 輔	藤 崎 浩 太 郎 森 ひろたか	田 中 ゆ き 花 上 喜 代 志	大 岩 真 善 和 麓 理 恵 山 浦 英 太
維 新	人 員	1	2	2	2	1	1
	氏 名	田 中 紳 一	関 嵩 史 山 田 桂 一 郎	大 山 し ょ う じ く し だ 久 子	い そ べ 尚 哉 坂 井 太	伊 藤 く み こ	柏 原 す ぐ る
共 産	人 員	1	1	1		1	1
	氏 名	古 谷 靖 彦	大 和 田 あ き お	宇 佐 美 さ や か		白 井 正 子	み わ 智 恵 美
民 主	人 員			1	1	1	1
	氏 名			深 作 祐 衣	坂 本 勝 司	二 井 く み よ	こ が ゆ 康 弘
太 田	人 員				1		
	氏 名				太 田 正 孝		
井 上	人 員		1				
	氏 名		井 上 さ く ら				
無	人 員	1					
	氏 名	輿 石 か つ 子					
ト モ	人 員						1
	氏 名						大 野 ト モ イ

別紙 3

委員会等		市会運営委員会	神奈川県内 神奈川水道企業団 広域水会 議 員	神奈川県 後期高齢者医療 広域連合議会 議員
定 数		16	4	7
委 員 長 氏名・会派		高 橋 のりみ (自 民)		
副 委 員 長 氏名・会派		尾 崎 太 (公 明) 大 岩 真善和 (立 憲)		
自 民	人 員	7	2	2
	氏 名	伊 波 俊之助 磯 部 圭 太 大 桑 正 貴 鴨 志 田 啓 介 高 橋 のりみ 長 谷 川 琢 磨 藤 代 哲 夫	黒 川 勝  渡 邊 忠 則	大 桑 正 貴  川 口 広
公 明	人 員	3	1	2
	氏 名	尾 崎 太 久 保 和 弘 中 島 光 徳	行 田 朝 仁	木 内 秀 一 仁 田 昌 寿
立 憲	人 員	3	1	1
	氏 名	大 岩 真善和 長 谷 川 えつこ 藤 崎 浩 太 郎	山 浦 英 太	田 中 ゆ き
維 新	人 員	2		1
	氏 名	坂 井 太 関 嵩 史		柏 原 す ぐ る
共 産	人 員	1		1
	氏 名	宇 佐 美 さ や か		み わ 智 恵 美
民 主	人 員			
	氏 名			
太 田	人 員			
	氏 名			
井 上	人 員			
	氏 名			
無	人 員			
	氏 名			
ト モ	人 員			
	氏 名			

令和 6 年 第 2 回 市 会 定 例 会 会 議 事 項 ( 第 2 日 )

- 1 開 会 日 時            5 月 23 日    午 前 10 時 00 分
- 2 出 席 議 員            85 人
- 3 会 議 の て ん 末        次 の と お り

市 第 1 号 議 案            横 浜 市 行 政 手 続 に お け る 特 定 の 個 人 を 識 別 す  
 る た め の 番 号 の 利 用 等 に 関 す る 法 律 の 施 行 に  
 関 す る 条 例 の 一 部 改 正

以 上 関 係 常 任 委 員 会 に 付 託

市 第 1 号 議 案            横 浜 市 行 政 手 続 に お け る 特 定 の 個 人 を 識 別 す  
 る た め の 番 号 の 利 用 等 に 関 す る 法 律 の 施 行 に  
 関 す る 条 例 の 一 部 改 正

以 上 ( 付 託 分 ) 委 員 会 報 告 ど お り 原 案 可 決

市 報 第 1 号            市 営 住 宅 明 渡 等 請 求 事 件 に 係 る 訴 え の 提 起 及  
 び 市 営 住 宅 使 用 料 支 払 請 求 即 決 和 解 事 件 に 係  
 る 和 解 に つ い て の 専 決 処 分 報 告

市 報 第 2 号            自 動 車 事 故 等 に つ い て の 損 害 賠 償 額 の 決 定 の  
 専 決 処 分 報 告

市 報 第 3 号            変 更 契 約 の 締 結 に つ い て の 専 決 処 分 報 告

市 報 第 4 号            和 解 の 専 決 処 分 報 告

市 報 第 5 号            横 浜 市 水 道 条 例 の 一 部 改 正 に つ い て の 専 決 処  
 分 報 告

以 上 5 件 報 告

市 報 第 6 号            横 浜 市 市 税 条 例 の 一 部 改 正 に つ い て の 専 決 処  
 分 報 告

諮 問 市 第 1 号            生 活 保 護 費 の 返 還 金 の 督 促 処 分 に 係 る 審 査 請  
 求 に 関 す る 諮 問

諮 問 市 第 2 号            生 活 保 護 費 の 返 還 金 の 督 促 処 分 に 係 る 審 査 請  
 求 に 関 す る 諮 問

諮 問 市 第 3 号            生 活 保 護 費 の 返 還 金 の 督 促 処 分 に 係 る 審 査 請  
 求 に 関 す る 諮 問

市 第 2 号 議 案            横 浜 市 市 税 条 例 の 一 部 改 正

市 第 3 号 議 案            横 浜 市 児 童 福 祉 施 設 の 設 備 及 び 運 営 の 基 準 に  
 関 す る 条 例 等 の 一 部 改 正

市第 4 号議案	横浜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部改正
市第 5 号議案	横浜市無料低額宿泊所の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正
市第 6 号議案	横浜市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例及び横浜市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部改正
市第 7 号議案	横浜市救急医療センター条例の一部改正
市第 8 号議案	横浜市生活環境の保全等に関する条例の一部改正
市第 9 号議案	北寺尾第 502 号線等市道路線の認定及び廃止
市第 10 号議案	金沢区福浦一丁目所在市有土地及び建物の処分
市第 11 号議案	損害賠償についてのあっせんの申立て
市第 12 号議案	区民文化センターの指定管理者の指定
市第 13 号議案	東部方面斎場（仮称）新築工事（建築工事）請負契約の締結
市第 14 号議案	保土ヶ谷工場（仮称）改築工事請負契約の締結
市第 15 号議案	金沢工場焼却炉等改修工事請負契約の締結
市第 16 号議案	尾張屋橋住宅（仮称）建替工事（建築工事）請負契約の締結
市第 17 号議案	令和 6 年度横浜市一般会計補正予算（第 1 号）
議第 1 号議案	横浜市こども・子育て基本条例の制定
以上 21 件関係常任委員会に付託	

4 散会時刻 午後 2 時 38 分

令 和 6 年 第 2 回 市 会 定 例 会 会 議 事 項 ( 第 3 日 )

- 1 開 議 日 時        5 月 28 日    午 前 10 時 00 分
- 2 出 席 議 員        84 人
- 3 会 議 の て ん 末        次 の と お り

一 般 質 問

大 桑 正 貴 君、木 内 秀 一 君、越 久 田 記 子 君、柏 原 す ぐ る 君、  
宇 佐 美 さ や か 君、青 木 亮 祐 君、酒 井 誠 君、長 谷 川 え つ こ 君、  
深 作 祐 衣 君、大 野 ト モ イ 君

- 4 散 会 時 刻        午 後 5 時 42 分

令和 6 年 第 2 回 市会 定例会 会議事項 (第 4 日)

- 1 開会日時 6 月 5 日 午後 2 時 00 分
- 2 出席議員 85 人
- 3 会議のてん末 次のとおり

市報第 6 号 横浜市市税条例の一部改正についての専決処分報告

以上 (付託分) 委員会報告どおり承認

諮問市第 1 号 生活保護費の返還金の督促処分に係る審査請求に関する諮問

諮問市第 2 号 生活保護費の返還金の督促処分に係る審査請求に関する諮問

諮問市第 3 号 生活保護費の返還金の督促処分に係る審査請求に関する諮問

以上 3 件 (付託分) 委員会報告どおり異議のない旨答申

議第 1 号議案 横浜市こども・子育て基本条例の制定

市第 10 号議案 金沢区福浦一丁目所在市有土地及び建物の処分

市第 2 号議案 横浜市市税条例の一部改正

市第 3 号議案 横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部改正

市第 4 号議案 横浜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部改正

市第 5 号議案 横浜市無料低額宿泊所の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正

市第 6 号議案 横浜市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例及び横浜市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部改正

市第 7 号議案 横浜市救急医療センター条例の一部改正

市第 8 号議案 横浜市生活環境の保全等に関する条例の一部改正

市第 9 号議案 北寺尾第 502 号線等市道路線の認定及び廃止

市第 11 号議案 損害賠償についてのあっせんの申立て

市第 12 号議案 区民文化センターの指定管理者の指定

市第 13 号議案 東部方面斎場 (仮称) 新築工事 (建築工事)

- 請負契約の締結  
市第 14 号議案 保土ヶ谷工場（仮称）改築工事請負契約の締結  
市第 15 号議案 金沢工場焼却炉等改修工事請負契約の締結  
市第 16 号議案 尾張屋橋住宅（仮称）建替工事（建築工事）  
請負契約の締結  
市第 17 号議案 令和 6 年度横浜市一般会計補正予算（第 1 号）

以上 17 件（付託分）委員会報告どおり原案可決

- 請願第 3 号 地方自治法の一部を改正する法律案の廃案を  
求める意見書の提出方について  
請願第 1 号 不登校の児童生徒の多様な学びを確保するた  
めの経済的支援制度の確立について  
請願第 2 号 不登校等の子供の健康診断を受ける権利を保  
障するための制度の確立について

以上 3 件（付託分）委員会報告どおり不採択

- 議第 4 号議案 水道システムの再構築に係る財政支援制度の  
創設を求める意見書の提出

以上委員会付託を省略、即決にて原案可決

- 横浜市選挙管理委員会委員及び同補充員各 4 人の選挙  
以上指名推選により選挙（当選人氏名 別紙 4）

#### 閉会中継続審査

委員会所管事務 24 件は、いずれも閉会中継続審査とした。

4 閉会時刻 午後 2 時 41 分

## 別紙 4

### 横浜市選挙管理委員会委員及び同補充員名簿

#### 横浜市選挙管理委員会委員

吉原 訓 昭和22年 3 月 27 日生  
戸塚区下倉田町1233番地 自由民主党

和田 卓生 昭和29年 2 月 25 日生  
旭区西川島町112番地の20 公明党

森 敏明 昭和24年 5 月 27 日生  
保土ヶ谷区仏向町1367番地 立憲民主党

藤代 耕一 昭和10年 4 月 10 日生  
神奈川区東神奈川一丁目 8 番地20-2002号 無所属

#### 同補充員

第 1 番 川口 正壽 昭和18年 3 月 22 日生  
瀬谷区瀬谷四丁目 4 番地10-818号 自由民主党

第 2 番 山本 俊明 昭和26年12月 5 日生  
保土ヶ谷区常盤台18番 1 - 302号 公明党

第 3 番 伊藤 純一 昭和47年10月10日生  
磯子区杉田四丁目 6 番21号 菅沼荘201号 立憲民主党

第 4 番 田中 忠昭 昭和19年 3 月 8 日生  
保土ヶ谷区西谷一丁目13番25号 無所属